

狭山市都市計画基本図更新業務委託

特 記 仕 様 書

狭山市役所 都市建設部 都市計画課

第1章 総 則

(適 用)

第1条 本特記仕様書は、狭山市（以下「発注者」という）が受注者に委託する狭山市都市計画基本図更新業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、令和2年度に修正した狭山市都市計画基本図について、現状と建物の形状、道路等の相違が生じているため、デジタルマッピングにより更新すること、また、更新に際しては、都市計画法第6条に基づく基礎調査をはじめとする、各種都市計画情報の基礎となるデータとなるため、2次利用を見据えた作業とすることを目的とする。

(準拠する関係法令・技術基準等)

第3条 本業務の実施にあたっては本仕様書によるほか、次の関係法令、規則及び規程等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市計画法（令和6年11月8日改正 法律第40号）
- (2) 測量法（令和7年4月1日改正 法律第54号）
- (3) 測量法施行令（令和7年4月1日改正 政令第51号）
- (4) 測量法施行規則（令和7年4月1日改正 国土交通省令第2号）
- (5) 作業規程の準則（令和7年3月31日改正 国土交通省告示第240号）
- (6) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日法律第63号）
- (7) 地理情報標準プロファイル/JPGIS2014（国土交通省国土地理院令和元年7月）
- (8) 狭山市公共測量作業規定（平成20年10月20日国地682号）
- (9) 狭山市契約規則（令和6年3月15日改正規則第5号）
- (10) 狭山市業務委託契約約款（令和6年4月1日）
- (11) 埼玉県測量作業共通仕様書（令和7年4月1日）
- (12) その他関係法令及び規則

(秘密保守)

第4条 本業務の受託者（以下受注者という。）は、狭山市業務委託契約約款並びに個人情報の保護に関する法律に規定する事項を遵守のうえ、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を業務委託計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。
- 8 本業務での資料の受け渡しにおいては、セキュリティボックスでの運搬及びLGWAN-ASPを利用したデータ交換サービスを利用して行えるよう体制を整えるものとする。

(疑 義)

第5条 本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とがその都度協議し、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(契約条件等)

第6条 契約にあたっては、本業務を円滑に、確実に履行するための条件として、受注者は以下の事項を満たすものとする。

(1) 主任技術者

本業務に従事する主任技術者は、測量法第49条の規定に基づく測量士の有資格者であり、「業務実績情報システム (TECRIS)」において令和2年度から令和6年度の過去5年において埼玉県内の自治体が発注した本業務と同種業務（都市計画基本図作成及び修正）の主任技術者としての実績が登録された者とする。

(2) 担当技術者

各作業工程における担当技術者は、次の技術認定を受けた者及び業務実績を有する者を配置して業務を履行するものとする。なお、受注者は、配置技術者の一覧及び各資格証明証の写しを提示し、発注者の承認を得るものとする。

ア 測量士

イ 空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会認定）

ウ 固定資産税業務における家屋図作成又は更新業務と同等の履行実績

(3) 法人登録資格

受注者は、契約前に次の法人登録資格を確認できる証明書等の写しを提出すること。

ア ISO9001 又は JISQ9001（品質マネジメントシステム）

イ プライバシーマーク

ウ ISO27001 又は JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

(業務委託計画書)

第7条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務着手通知書及び業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

(3) 作業工程

(4) 打合せ計画

(5) 成果品の内容、部数

(6) 使用する主な法律及び基準等

(7) 業務委託組織計画

(8) 主任技術者届及び経歴書

(9) 連絡体制（緊急時含む）

(10) 使用する主な機器

(11) その他

実施方針及びその他には、第4条の秘密保持に関する事項も含めるものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。なお、業務計画書の軽微な変更となる場合は必要に応じて書面（業務打合せ記録簿）を作成するものとする。

4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。

5 業務委託の従事者については、受注者の社員であることが確認できる書類を書面にて提出し監督員に確認を得るものとし、事務室に立ち入る際、社員証を携帯し課員の確認を得たうえ立ち入るものとする。また、業務の途中で従事者の変更が生じた際は、遅滞なく従事者の変更届を提出するものとし監督員の確認を得るものとする。

(テクリスへの登録)

第8条 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更の提出を省略できるものとする。

なお、登録できる技術者は業務計画書及び技術管理者等通知書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。

(測量法に基づく手続き)

第9条 測量法等の規定にもとづく次の公共測量の諸手続きの補助を行うものとする。

- (1) 公共測量作業規程の承認申請書又は変更承認申請書（測量法第33条）
- (2) 公共測量実施計画書（測量法第36条）
- (3) 測量標・測量成果の使用承認申請書（測量法第26条及び第30条）
- (4) その他必要な手続き

(資料の貸与及び返還)

第10条 本業務の実施にあたり、貸与された資料は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 受注者は貸与資料の取り扱いについて十分に注意し、汚損、破損等のないように慎重に取り扱うものとする。
- (2) 受注者は貸借資料について、原則、資料の貸与期間を定め、貸借するものとし、遅滞なく期間までに返還しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第11条 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(使用機器の検定)

第12条 本業務に使用するすべての機械器材等は、精度の保持及び測量成果品の保管に適し得るものとし、公共測量作業規程で定める測量機械器具の検定基準に基づいて第三者検定機関による検定を受けたものとする。

(検 査)

第13条 受注者は完成した成果品を発注者に提出し、発注者の完了検査を受け、検査の合格をもって業務完了とする。なお、業務完了後における成果品の誤りや不備が発見された場合には、受注者の責任において速やかに修正作業を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 本業務中に生じた諸事故等について、その一切の責任は受注者が負うものとし、受注者は諸事故等の内容を速やかに発注者に報告するものとする。

(成果品の帰属)

第15条 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく外部に貸与又は公表してはならない。

(納入期限及び場所)

第16条 本業務の納入期限及び納入場所は次のとおりとし、検査期間を含むものとする。

- (1) 納入期限 令和7年12月26日
- (2) 納入場所 狭山市役所 都市建設部 都市計画課

第2章 業務概要

(定義等)

第17条 本業務で扱うデータの地理的範囲、時間的範囲、空間参照系は次の定義に従うものとする。

- (1) 地理的範囲：狭山市全域 48.99 k m²
- (2) 時間的範囲：業務履行期間内
- (3) 空間参照系
 - 準拠する測地系 : 世界測地系 (測地成果 2011)
 - 水平位置の座標系 : 平面直角座標第IX系
 - 垂直位置の座標系 : 東京湾平均海面を基準とする標高
- (4) 図郭設定：現行の図郭設定とする (狭山市 18 図郭 + 中心市街地 : 1 図郭)

2 令和7年4月1日の標高成果の改訂に伴い、前項の基準を変更する必要がある場合は、発注者受注者協議のうえ、国土地理院からの技術的助言、成果検定や補正值の影響等を踏まえて基準を取り決め、作業を実施するものとする。

(作業概要)

第18条 本業務の作業概要及び数量は以下の通りとする。

- (1) 予察 (地理情報レベル 2500) 48.99 k m²
- (2) 数値地形図修正 (地図情報レベル 2500) 48.99 k m²
- (3) ただし、下記 11.33 k m²については、現地調査の対象としない
 - ア 入間基地 2.72 k m²
 - イ 入間川河川区域 1.70 k m²
 - ウ 東京ゴルフ倶楽部 1.06 k m²
 - エ 武蔵カントリークラブ 0.58 k m²
 - オ 狭山市域 道路用地 5.27 k m²
- (4) 都市計画情報修正
 - ア 都市計画情報修正 1 式
 - イ 都市計画情報検証及び修正 1 式
- (5) 縮小編纂
 - ア 縮小編纂 (地図情報レベル 2500 → 地図情報レベル 15000) 48.99 k m²
 - イ 数値地形図データファイルの作成 (地図情報レベル 15000) 1 式
- (6) 各種データ作成
- (7) 成果品検定
 - ア 数値地形図修正 (地図情報レベル 2500) 3.0 k m²

(業務実施方針)

第19条 本業務は、狭山市公共測量作業規程 (国地第 682 号) により実施するものであり、令和6年度狭山市資産税課実施のエリアセンサー型デジタル航空カメラによる撮影の成果及び同時調整成果より得られた外部標定要素等を利用した修正数値図化業務とする。

(資料収集)

第20条 受注者は契約後、各課が保有する次の資料を発注者より収集し作業を行うこととする。

- (1) 令和6年度 狭山市デジタル航空写真撮影成果 1 式
- (2) 都市計画情報資料 1 式

(3) 地番図データファイル（令和7年1月1日時点及び令和7年6月1日時点）	1式
(4) 家屋図データファイル（令和7年1月1日時点）	1式
(5) その他本業務に必要な資料	1式

第3章 業務内容

（業務内容）

第21条 本業務は、発注者が貸与する令和6年度実施の『令和6年度航空写真作成及び家屋図更新等業務委託』成果をもとに、都市計画基本図を数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）にて修正するものとする。

（1）数値地形図修正レベル 2500

ア 作業計画

（ア）作業計画は、デジタルマッピングの特性を十分考慮し、工程ごとに作業内容の計画を行うものとする。

（イ）作業計画立案時には製品仕様書も併せて作成する。測量成果の定義、内容、構造及び品質等について発注者の承認を得なければならない。また、作成する製品仕様書は、地理情報標準プロファイル（JPGIS）に準拠するものとする。

イ 予察

（ア）予察は、航空写真撮影成果と数値地形図との重ね合わせによる照合を行い、経年変化箇所を抽出するものとする。抽出結果は出力図上に整理編集し、経年変化予察図を作成するものとする。

（イ）修正対象図面は 48.99 k m²の全域と対象とする。

ウ 現地調査

現地調査は、数値地形図データファイルを修正するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、その成果を現地作業用の航空写真重ね図や参考資料に記入して、修正数値図化及び修正数値編集に必要な資料を作成するものとする。

エ 修正数値図化

（ア）修正数値図化は、発注者が貸与する狭山市デジタル航空写真撮影成果を使用して、デジタルステレオ図化機を用いて地図情報を数値形式で取得するものとする。取得する数値図化データの分類コードは、狭山市公共測量作業規程の付録7、公共測量標準図式の数値地形図データファイル取得分類に基づき取得するものとし、取得精度は第22条に従うものとする。

（イ）建物の図化は、発注者資産税課で管理している家屋図データファイルとの整合性の検証を行ったうえで図化し、来年度以降資産税課の家屋図を利用した都市計画基本図の更新手法が実現できる管理方法、実施手法を取りまとめるものとする。なお、本作業で図化した家屋外形図は、既存の家屋図データファイルと不一致検査を行い、差異について取りまとめを行い、発注者に報告するものとする。

（ウ）建物は、修正図化成果とは別で資産税課が管理する地図情報システムで利用できるよう家屋図データファイルとして「家屋図データファイル特記仕様書」のとおり成果品の取りまとめを行うものとする。なお、「家屋図データファイル特記仕様書」にない事項については発注者が指示に基づき、受注者の責任において成果品の修正を行うものとする。

オ 修正数値編集

（ア）修正数値編集は、図形編集装置を用いて新たに取得した数値地形図データと既存数値地形図データとの整合性を図るため、接合・削除・訂正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。

（イ）字界、道路で囲まれる街区界、建物については、作成後の多目的利用を加味しポリゴンデータとして作成し、閉合処理を行うものとする。

（ウ）隣接図郭間では、接合部の座標値を一致させるものとする。真幅道路、鉄道、橋梁及び高架下に位置する陰影部等については連続したデータとして取得するものとする。

カ 数値地形図データファイル作成

数値地形図データファイル作成は、本業務で作成した製品仕様書に従い修正数値編集データから数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体へ格納するものとする。また、上記データファイルは点検プログラムにより論理的矛盾点の点検とスクリーンモニターの表示等により、その内容を点検するものとする。あわせて、製品仕様書に従いファイル管理及び利用において必要となる事項についてのメタデータを作成するものとする。

キ 品質評価

(ア) 品質評価は、数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）成果について製品仕様書に記載されている品質要求を満たすための品質評価の実施と品質評価表の作成を行うものとする。

(イ) 製品仕様書に従い、ファイル管理及び利用に必要なデータ（メタデータ）も併せて作成するものとする。

(2) 都市計画情報修正

ア 都市計画情報修正

都市計画情報修正は、同条（１）にて作成された数値地形図データファイルに、発注者が貸与する最新の都市計画情報等を使用し、次の①～④の項目を重ね都市計画情報データを修正するものとする

(ア) 都市計画道路情報（名称・法線・中心線・幅員・曲線半径・起終点記号）

(イ) 市街化区域界線

(ウ) 区画整理区域界線

(エ) その他必要な項目

発注者が指示する行政界情報を基に、行政界データの修正を行うものとする。

イ 都市計画情報検証

以下の項目に従い作業を行うものとする。

(ア) 発注者が貸与する都市計画情報の GIS データに対して、都市計画の法定図書、本業務で作成した数値地形図データファイル、地番図データファイル、家屋図データファイル等を比較し、精度検証を行うものとする。

(イ) 精度検証の結果、GIS データの修正が必要と認められる箇所は、修正を行い、GIS データの作成を行うものとする。

(ウ) 作成する GIS データは、修正時に出典とした情報を属性項目に加えるものとする。

(3) 縮小図データ作成

ア 作業計画

作業計画は、縮小数値地形図の特性を十分考慮し、縮小図データ作成の工程ごとに作業内容の計画を行うものとする。

イ 縮小編纂 地図情報レベル 2500→地図情報レベル 15000

(ア) レベル 2500 数値地形図データファイルを用いて、レベル 15000 に縮小編纂した数値地形図データファイルを作成するものとする。

(イ) 縮小編纂は図郭の接合、線種の変更、記号の編集、等高線の編集、注記の削除及び表示位置やサイズの変更、その他表現事項について編纂を行うものとする。

(ウ) レベル 15000 への縮小編纂時におけるデータ保持・削除・変更等の表現分類がどのように行われたかが判断できる表現分類一覧表を作成するものとする。

ウ 数値地形図データファイル作成 レベル 15000

(ア) イにて編纂された数値地形図データファイルを、電子記録媒体へ格納するものとする。

(イ) 品質評価及びメタデータ作成は、同条（１）(G) に準拠し行うものとする。

(ウ) 作成した数値地形図データファイルは、隣接する周辺自治体の地形情報を、等倍の数値地形図データファイルをもとに接合編集し、満図仕上げ処理を施すものとする。

(4) 各種データ作成

(１)～(３)までに作成された数値地形図データファイルの多目的利用を加味し、図郭単位で CAD 等での利用が出来るよう DXF 形式、DWG 形式、SHAPE 形式、PDF 形式及び AI 形式を作成するものとする。

(5) 成果品検定

発注者が指定する数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）、3 km²相当について、検定技能を有する第三者機関による検査を受けるものとし、検定証明書を成果品に添付するものとする。

（品質要求）

第 2 2 条 本業務における数値地形図データファイルの精度は以下の表のとおりとする。

	地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
建物以外	2500	2.50m 以内	1.00m 以内	1.00m 以内
建物	1000	1.00m 以内	0.50m 以内	0.50m 以内

（打合せ協議）

第 2 3 条 打合せ協議は、本業務を遂行するにあたり、発注者と受注者で打合せ協議を行い、業務内容、工程等について相互理解を得るものとする。受注者は、打合せ後に協議簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、打合せ協議は、原則として初回、中間 1 回、成果品納入時に実施するものとし、必要がある場合は随時実施するものとする。

第 4 章 成果品

（納入成果品）

第 2 4 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---|---------|
| （1）数値地形図データファイル（レベル 2500） | 正副各 1 部 |
| （2）数値地形図データファイル（レベル 15000） | 正副各 1 部 |
| （3）各種データ（DXF 形式・DWG 形式・SHAPE 形式・PDF 形式・AI 形式） | 1 式 |
| ア 全図（1/15,000） | |
| イ 都市計画基本図（1/2,500） | |
| ウ 都市計画図（2 色）（1/2,500） | |
| （4）都市計画情報 GIS データ | 1 式 |
| （5）地番図データファイル | 1 式 |
| （6）家屋図データファイル | 1 式 |
| （7）業務報告書（製品仕様書・品質評価表・データファイル説明書等） | 正副各 1 部 |
| （8）メタデータ | 1 式 |
| （9）成果検定証明書 | 1 式 |

以 上